

会 計		国民健康保険事業勘定特別会計											
施策の大綱	まちづくりの目標(章)		施策分野(節)		施 策								
	第2章 共生共感都市		08 社会保障		01 国民健康保険制度を適正に運用する								
事業：共同事業拠出金						整理番号	0155						
目的	保険財政の安定化と保険料平準化を促進する観点から、財政運営の広域化を進め都道府県単位での保険運営を推進するために、都道府県内の市町村国保の拠出により医療費を賄う共同事業を実施する。												
目標	高額医療費共同事業については1件80万円以上のレセプトの80万円超の部分を、保険財政共同安定化事業については1件30万円以上のレセプトの8万円超80万円未満の部分を対象とし、共同事業を実施する。												
事業費・財源	事業費(決算額)(千円)	1,289,849		コスト情報・評価	総コスト(千円)	1,289,849		総合評価 B 評価理由 事業目的達成のため、適正な手段・経費で当事業を実施した。	妥当性	A			
	財源内訳	一般財源	1,155,402		内訳	事業費	1,289,849		効率性	A			
		国府支出金	134,447			人件費	0		有効性	B			
		地方債	0			公債費	0						
		その他特定財源	0			一人あたり(円)	11,549						
									世帯あたり(円)	27,293			
貢献度	施策に対する事業貢献度	B		根拠	国民健康保険制度を適正に運用した。								
今後の方向性	適正に事業を実施する。												

事業優先順位	1 細事業：高額医療費共同事業医療費拠出金										整理番号	01		
目的	保険財政の安定化と保険料平準化を促進する観点から、財政運営の広域化を進め都道府県単位での保険運営を推進するために、都道府県内の市町村国保の拠出により医療費を賄う共同事業を実施する。													
目標	療技術の高度化等に伴う高額医療費の発生による国保財政への影響を緩和を図るため、1件80万円以上のレセプトの80万円超の部分を対象とし、高額医療費共同事業を実施する。													
事業実施主体	直営	事業開始年	平成17年度	根拠法令	保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業実施要綱									
事業費・財源		平成25年度	平成24年度	比較	コスト情報・従事職員数		平成25年度	平成24年度	比較					
	事業費(決算額)(千円)	265,983	262,435	3,548		総コスト(千円)	265,983	262,435	3,548					
	財源内訳	一般財源	131,536	129,683		1,853	内訳	事業費	265,983	262,435	3,548			
		国府支出金	134,447	132,752		1,695		人件費	0	0	0			
		地方債	0	0		0		公債費	0	0	0			
		その他特定財源	0	0		0		一人あたり(円)	2,382	2,325	57			
			0					世帯あたり(円)	5,628	5,565	63			
		0				職員数(人)	0.00	0.00	0.00					
	0			再任用職員数(人)	0.00	0.00	0.00							
今後の方向性	適正に支出事務を行う。													
評価	妥当性	効率性	有効性	対象者	大阪府国民健康保険団体連合会									
	A	A	B											

事業：共同事業拠出金

1. 共同事業拠出金

市町村国保について、保険財政の安定化と保険料平準化を促進する観点から、財政運営の広域化を進め都道府県単位での保険運営を推進するために、都道府県内の市町村国保の拠出により医療費を賄う共同事業を実施している。

高額医療費共同事業については1件80万円を超えるレセプトの80万円超の部分を、保険財政共同安定化事業については1件30万円を超えるレセプトの8万円超80万円未満の部分を対象とし、共同事業を実施した。

細事業：高額医療費共同事業医療費拠出金

1. 高額医療費共同事業医療費拠出金

高額な医療費の発生による国保財政への急激な影響を緩和し、国民健康保険の運営基盤の安定化等を図るため、府内市町村国民健康保険からの拠出金を財源に、レセプト1件が80万円を超える医療費について、都道府県単位で費用負担を調整するものとして、大阪府国民健康保険団体連合会に対して高額医療費共同事業医療費拠出金を支払った。